

旧	新
<p>第4条-5 (マスクの着用)                      運転手は、マスクの着用をしないで乗車し、又は乗車しようとする者に対し、その理由を聴取した結果、正当な理由でないと認めるときは、マスクの着用を求める事ができます。</p> <p>2・ 前項の規定によりマスクの着用を求められた者が、これに応じず、当該者自身又は他の人の安全又は健康に危害を及ぼす恐れのある場合には、運送の引受け又は継続を拒絶する事があります。</p> <p>3・ 当社は、前項の規定により運送の継続を拒絶する場合には、前項の者が、降車するまでに掛かった運賃及び料金を求めます。</p>	<p style="text-align: center;">条文 削除</p>